

副業・兼業支援補助金 よくあるご質問
 (第8版 2023年10月6日発行：赤字部分を追加)

No.	対象類型	質問	回答
1. 全般			
1	共通	本事業の目的は何ですか。	企業等が、副業・兼業への人材の送り出し、又は副業・兼業の人材の受け入れを行うために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。
2	共通	補助金の申請から交付までの流れを教えてください。	補助事業開始までの大まかな流れは以下の通りです。 ①公募申請 ②採択審査 ③採択・交付決定 ④事業開始 ⑤事業完了・実績報告 採択・交付決定までの詳細については、公募要領をご確認ください。
3	共通	類型Aと類型Bの違いを教えてください。	本事業では、補助事業の目的に応じて、以下の2つの類型を設けており、類型ごとに補助事業の要件や補助対象経費、補助率及び上限額等を定めています。 <類型A 副業・兼業送り出し型> 企業等が副業・兼業への人材の送り出し（自社の従業員が他の企業での就業等を行うことを認めるための環境整備）を行うために要する費用について、その経費の一部を助成するもの。 <類型B 副業・兼業受け入れ型> 企業等が副業・兼業人材の受け入れを行うために要する費用について、その経費の一部を助成するものとなります。 詳細につきましては、公募要領をご確認ください。
4	共通	補助率及び補助上限額はどのくらいですか。	類型ごとに以下の通りとなります。類型Bは副業・兼業人材の受け入れ人数によって変動しますので、ご注意ください。 <類型A 副業・兼業送り出し型> 補助率：2分の1 上限額：1事業者あたり100万円 <類型B 副業・兼業受け入れ型> 補助率：2分の1 上限額：副業・兼業の人材の受け入れ1人当たり50万円 1事業者あたり250万円

No.	対象類型	質問	回答
5	共通	国や地方自治体の同様の補助金との併用はできますか。	同一の内容の事業については、国（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）や地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複して補助を受けることはできません。他の補助金を受給している又は受給予定がある場合は、補助金を受け取ることが可能か、必ず双方の事務局に事前にご確認ください。内容が異なる別の事業であれば、補助金を受けることは可能です。
6	共通	類型Aと類型Bのどちらも申請することは認められますか。	可能です。それぞれの類型ごとに申請を行ってください。ただし、同一の経費について類型A、類型Bの双方に計上し、二重で補助を受けることはできません。
7	共通	補助事業の実施期間はいつまでですか。	<p>類型ごとに以下の通りとなります。</p> <p><類型A 副業・兼業送り出し型> 交付決定日から社内ルールの改定、その他の環境整備（研修等）終了時まで</p> <p><類型B 副業・兼業受け入れ型> 交付決定日から副業・兼業の人材の受け入れ期間終了時まで</p> <p>なお、類型A・Bのいずれも、第1次公募は最長で令和5年12月31日まで、第2次公募以降は最長で令和6年2月29日までとなります。</p>
8	共通	公募は何回ありますか。	第4次公募まで予定しております。事務局ホームページで最新の情報をご確認ください。
9	共通	同一の事業者が、公募期間中に複数回の申請を行うことは可能ですか。	同一の公募期間中の申請は、各類型ごとに1回までとなります。

No.	対象類型	質問	回答
2. 補助対象事業者			
1	共通	本事業の補助対象事業者の条件を教えてください。	<p>本事業の補助対象事業者については、以下の全てを満たすものとします。これ以外に、類型ごとに補助事業の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 日本国内で事業を営む法人又は個人であること。</p> <p>(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者</p> <p>②本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省並びに事務局が判断する者</p>
2	共通	補助対象事業者として個人又は法人とあるが、NPO法人など、会社法上の会社以外の法人についても対象となりますか。県や市町村が運営している事業場の場合はどうですか。	補助事業の要件等を満たすものであれば、法人の形態は問いません。ただし、国や地方自治体は対象となりません。
3	共通	副業の受け入れ・送り出しを検討している個人事業主ですが、対象となりますか。	個人事業主の方も対象となります。ただし、法人と同様に、類型ごとの補助事業の要件を満たす必要があります。
4	共通	これから開業しようとしている者ですが、対象となりますか。	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、すでに税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後である場合や、申請日時点で開業の実態のない場合）は対象とはなりません。
5	共通	事業名に「中小企業新事業創出促進対策事業費」とありますが、補助対象事業者については中小企業に限定されるのでしょうか。	補助対象事業者について、企業規模による制限は行っておりません。

No.	対象類型	質問	回答
3. 補助事業・補助対象経費			
1	共通	補助対象となる経費について教えてください。	<p>本事業の補助対象となる経費は、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下に掲げるものとします。詳細は公募要領の「5-1 補助対象経費」をご確認ください。</p> <p><類型A 副業・兼業送り出し型> ①専門家経費、②研修費、③クラウドサービス利用費</p> <p><類型B 副業・兼業受け入れ型> ①仲介サービス利用料、②専門家経費、③旅費、④クラウドサービス利用費</p>
2	共通	補助対象経費の具体例を教えてください。	<p>補助対象経費の費目ごとに、例えば、以下のような経費が想定されます。また、補助対象経費の詳細については公募要領の「5 補助対象経費」をご確認ください。</p> <p><類型A 副業・兼業送り出し型> ○専門家経費・就業規則等の作成・改定や人事制度の設計に係る社 労士・弁護士等への相談費用及び旅費 ○研修費・副業・兼業に係る外部講師による研修費 ○クラウドサービス利用費・副業・兼業を行う従業員の勤怠・労務 管理を行うためのクラウドサービスの利用費</p> <p><類型B 副業・兼業受け入れ型> ○仲介サービス利用費・補助事業の実施のために、副業・兼業人材 の受け入れを仲介するサービスを提供する人材会社等に支払われ る経費（求人掲載料・仲介手数料） ○専門家経費・副業・兼業人材と締結する契約書の内容に係る専門 家相談費用及び旅費・副業・兼業人材への業務の切り出しをより 効果的に行うための専門家相談費用及び旅費 ○旅費・副業・兼業人材の受け入れに伴い、初期研修や現地視察等 のために当該人材が当該企業等を訪問するための旅費（電車賃・ 新幹線料金・航空機代・宿泊施設への宿泊代） ○クラウドサービス利用費・受け入れる副業・兼業人材に係るクラ ウドサービスの利用費（コミュニケーションツールの利用費、タ スク管理ツールの利用費、情報共有ツールの利用費）</p>

No.	対象類型	質問	回答
3	共通	補助対象とならない経費とは具体的にはどのようなものがありますか。	公募要領の「5-2 補助対象経費に関する留意事項(1)」をご確認ください。なお、計上されている経費の大半が補助対象外である場合、補助事業の円滑な実施が困難であるとして、不採択になる場合がありますのでご注意ください。
4	共通	過去に副業・兼業の送り出し・受け入れに関する事業を実施し、自社で支出した費用を補助対象経費として計上することはできますか。	補助対象経費は原則、事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限りです。交付決定よりも前に契約（発注）した経費は、いかなる事情があっても補助対象にはなりません。また、本事業において事前着手承認制度は設けておりません。
5	共通	本事業の申請に係る書類作成や取りまとめを専門家に依頼した場合、その経費は補助対象となりますか。	本事業の申請に係る専門家経費は、補助対象となりません。
6	類型A 送り出し型	類型A 副業・兼業送り出し型の要件について教えてください。	<p>類型Aについては、以下の要件を満たす事業である必要があります。</p> <p>自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、以下のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>①従業員の就業に関する社内ルール（就業規則等の社内ルールとして明文化されたものに限る。以下同じ。）の改定を伴うものであること</p> <p>②社内ルールの改定によって、従業員の副業・兼業を認める範囲が広がることが見込まれること</p> <p>③改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条（※）の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること</p> <p>④改定後の社内ルールについて、全ての従業員に周知することが見込まれること</p> <p>※モデル就業規則（厚生労働省）については、下記リンク先をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf</p>

No.	対象類型	質問	回答
7	類型A 送り出し型	補助事業の要件として、「改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること」とありますが、具体例を教えてください。	左記の補助事業の要件に該当する例、該当しない例、運用を確認した上で該当・非該当を判断する例として、以下を想定しております。 <該当する例> モデル就業規則第70条の規定に「原則として」という文言が付され、一定の留保がついたもの。 <該当しない例> 雇用契約による副業・兼業を禁止する旨が規定されているもの。 <運用を確認した上で該当・非該当を判断する例> 副業・兼業を許可制とした上で、許可にあたって条件を付すことができる、としているもの。 ※副業・兼業の許可にあたって、モデル就業規則の原則的な考え方を踏まえた運用を行うことを書面で確認します。
8	類型A 送り出し型	類型A 副業・兼業送り出し型については、実際に、自社の従業員が他の企業等において就業することが要件なのでしょうか。	補助事業の要件に記載の通り、実際に自社の従業員が他の企業等において就業することが要件となっているわけではありません。
9	類型A 送り出し型	現時点で副業・兼業を認める社内ルールがすでに整備されており、改定の予定がない場合も対象となりますか。	「補助事業の要件」の①（従業員の就業に関する社内ルールの改定を伴うものであること）の記載の通り、社内ルールの改定を伴うものでなければ、適用されません。
10	類型A 送り出し型	基本的に全社員の副業を禁止（入社前からすでに行っていた副業に関しては報告義務）としていますが、一部の社員のみ副業可能という就業規則に改定するだけでも申請要件を満たすことができますか。または、9割方や全ての社員が副業可能という程度に就業規則を変更する必要がありますか。	どの程度の割合の従業員が副業可能になるか否かではなく、改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれるか否かで検討いただくことが必要となります。
11	類型A 送り出し型	就業規則が従業員のグループごとに定められており、その一部でのみ副業・兼業を解禁する場合でも要件を満たしているとみなされますか。	どの程度の割合の従業員が副業可能になるか否かではなく、改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれるか否かで検討いただくことが必要となります。
12	類型A 送り出し型	自社で業務委託契約を締結している個人事業主を送り出す場合、類型Aの補助事業の要件に当てはまりますか。	類型Aについては、自社で雇用している従業員に関する就業規則等の社内ルールの改定等を行う場合が対象になるため、ご指摘のケースは対象となりません。
13	類型A 送り出し型	就業規則では現在、副業を禁止していますが、申請前に副業を許容する規定に変更してから申請すれば、補助対象になるという理解でよいですか。	補助事業の実施期間は、交付決定日以降となりますので、申請前に社内ルールの改定を行う場合には補助対象となりません。社内ルールの改定等を行うのは、交付決定日以降となるようにしてください。

No.	対象類型	質問	回答
14	類型B 受け入れ型	類型B 副業・兼業受け入れ型の要件について教えてください。	<p>類型Bについては、以下の要件を満たす事業である必要があります。</p> <p>他の企業等（自社との間に独立性が認められない企業等を除く。）において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること</p> <p>①自社の業務に就業させる期間が、少なくとも3か月以上であること （ただし、第4次公募においては、少なくとも2か月以上であること）</p> <p>②受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること（ただし、定型的な業務や単純作業など、専門的なスキル・経験を必要としない業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く）</p>
15	類型B 受け入れ型	補助事業の要件として、「受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること（ただし、定型的な業務や単純作業など、専門的なスキル・経験を必要としない業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く）」とありますが、具体例を教えてください。	<p>左記の補助事業の要件に関する該当／非該当の具体例としては、以下のようなケースが想定されます。</p> <p><該当するケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな販路開拓が経営課題としてあり、WebマーケティングやECサイト構築スキルを有する副業・兼業人材を受け入れ、ECサイトによる販売促進の企画やECサイトの実装に従事してもらう。 ・伝統産業である陶器の高付加価値化・認知度向上を目指すプロジェクトを進める中で、クラウドファンディングを通じて資金調達を図りたいが、社内にノウハウがないため、実務経験を有する副業・兼業人材を受け入れ、クラウドファンディングのマネジメントや対外的な発信・PRに従事してもらう。 <p><該当しないケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場において、生産ラインの従事者が不足していることが課題であったため、生産ライン従事経験のある副業・兼業人材を受け入れ、生産ラインに従事してもらう。 ・飲食店において、急遽退職者が出たため、バイトのシフトが回らなくなっていたところ、他の飲食店で働いている人を新たに副業・兼業により受け入れ、掛け持ちをしてもらう。

No.	対象類型	質問	回答
16	類型B 受け入れ型	副業・兼業人材を受け入れる際に、副業・兼業人材と業務委託契約を締結するのではなく、受け入れ企業が仲介事業者等に業務を委託し、仲介事業者等が副業・兼業人材に再委託を行うような場合は対象となりますか。	副業・兼業人材と受け入れ企業との間で直接の業務委託契約が締結されていない場合には、補助対象とはなりません。
17	類型B 受け入れ型	副業・兼業人材を受け入れる場合に、業務委託契約の場合でも対象となりますか。	業務委託契約による受け入れについても、「補助事業の要件」を満たすものについては、対象となります。
18	類型B 受け入れ型	すでに副業・兼業人材との契約を締結している場合には補助対象となりますか。	「補助事業の要件」に記載の通り、副業・兼業人材と新たに契約を締結する場合が補助対象となるため、すでに契約している場合や既存契約を更新する場合は補助対象となりません。
19	類型B 受け入れ型	専門家経費として、受け入れた副業・兼業人材に対して支払う経費を対象とすることができますか。	類型Bにおける専門家経費は、副業・兼業人材の受け入れに向けて必要となる専門家相談費用等であり、受け入れを行った副業・兼業人材に支払われる賃金・報酬等は対象となりません。
20	類型B 受け入れ型	補助事業の要件として、「他の企業等で雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人」とあるが、企業に所属する従業員だけでなく、フリーランス等を受け入れる場合も対象になりますか。	他の企業等で業務委託契約に基づき就業している個人と新たに業務委託契約を締結し、同契約に基づき自社の業務に就業させる場合についても、補助事業の要件を満たす場合には、対象となります
21	類型B 受け入れ型	今後も公募を予定しているとのことですが、受け入れ人材5名までは何度も申し込みできるのでしょうか。例えば、第1次公募については2名分で申請を行い、第2次公募で3名分について申請を行うことは可能でしょうか。	5名分までについては、公募期間を分けて申請を行うことは可能とする予定です。
22	類型B 受け入れ型	仲介サービス利用費について、副業・兼業人材の募集にあたって、複数のプラットフォームを利用した場合には、それらの利用費は全て補助対象となりますか。	複数の仲介サービスを利用することは妨げませんが、実際に副業・兼業人材の受け入れに係るマッチングを行った仲介サービス事業者への支払い経費のみが補助対象となります。
23	類型B 受け入れ型	受け入れ型について、親会社の従業員を子会社が受け入れる場合や、代表者が同一である企業の従業員を受け入れる場合には、対象となりますか。	独立性が認められない事業者間での副業・兼業の場合には、対象となりません。具体的には、子会社間での副業・兼業（両者の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る。）や、親会社と子会社間での副業・兼業、代表取締役が同一人物である企業間での副業・兼業等については対象となりません。
24	類型B 受け入れ型	受け入れる副業・兼業人材が法人化しており、当該法人との業務委託契約となる場合は、対象となりますか。	受け入れる副業・兼業人材が法人の代表者であって、当該法人が、当該代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものに当たる場合については、個人と契約する場合とみなして、対象となります（当該人材が他の企業等で就業していることが前提となります）。なお、この場合、当該法人が当該代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものに当たることについて、誓約いただきます。

No.	対象類型	質問	回答
25	類型B 受け入れ型	補助事業の要件に、「自社の業務に就業させる期間が少なくとも3か月以上であること」とありますが、専門家経費や仲介サービス利用料を支払った後に、人材が採用できなかつたり、3か月未満（第4次公募においては2か月未満）で副業・兼業人材が辞めてしまった場合は、補助金は支給されないのでしょうか。	補助事業の要件として、自社の業務に就業させる期間が、少なくとも3か月以上（第4次公募においては2か月以上）であることが必要となりますので、結果として、人材が採用できなかつたり、就業期間が3か月未満（第4次公募においては2か月未満）となった場合には、補助金を受給することはできません。
26	類型B 受け入れ型	受け入れる人材が企業の役員として就業している場合には、役員としての就業をもって副業・兼業人材としての扱いとなりますか。	役員として就業していることをもって、当該人材が他の企業等での就業を行っている、という扱いとはなりません。ただし、受け入れる人材について、他の企業において元々雇用契約に基づき5年以上就業していた方が、当該企業の役員に就任し、就業している場合については、これに限り、他の企業等での就業を行っている場合として扱います。

No.	対象類型	質問	回答
4. 申請書類の記入・提出			
1	共通	申請に当たってどのような書類が必要ですか。	申請書類は類型ごとに異なります。詳しくは、公募要領の「6-4 申請書類」をご確認ください。
2	共通	申請書類はどこで入手できますか。	ホームページの「申請方法・応募書類」より、最新のものをダウンロードください。なお、類型ごとに申請書式が異なりますので、ご注意ください。
3	共通	支出計画書の根拠資料としては、具体的にどのようなものが必要ですか。	本事業における契約（発注）先の選定にあたっては、経済性の観点から、可能な範囲において、同一条件による2社以上の相見積もり（有効期限内のもの）を取り、最低価格を提示した者を選定してください。見積書を取得できない場合は、積算の根拠となる2社以上のサービス説明資料（費用が記載されているもの）をご提出ください。 なお、発注内容の性質上、相見積もりを取ることが困難又は適当ではない場合は、該当する企業等を随意的契約先とすることができます。この場合、支出計画書にその旨記載のうえ、他に代替となるサービスがなく、当該企業のサービスを利用することが補助事業を実施する上で適当であることなど、具体的な理由を記載した説明資料を別途ご提出してください。
4	共通	申請書類はどのように提出するのですか。	補助金申請システム「jGrants（J グランツ）」で申請を受け付けています。郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。J グランツを利用するには、「gBizID プライム」アカウント（ID・パスワード等）の取得が必要です。
5	共通	申請に必要な gBizID プライムのアカウントは、どのように取得すればよいですか。	gBizID プライムを未取得の方は、gBizID マニュアル・様式等のダウンロードページにある「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編」をご覧ください。アカウント取得の申請を行ってください。なお、申請から取得までの期間はおおむね2週間となっております。本事業への申請をお考えの方は、お早めに利用登録を行ってください。
6	共通	gBizID プライムを取得済みですが、本事業への申請用に再度発行する必要はありますか。	再度の発行は不要です。gBizID プライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義で、複数のアカウントの発行を行うことができません。
7	共通	事務局に申請書式の事前チェックをお願いすることはできますか。	事前チェックには応じておりません。申請に際して、ご不明な点がございましたら、事務局コールセンター（050-3504-6598）までお問い合わせください。
8	共通	採択審査はどのように行われますか。	本事業の採択審査は、有識者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会において非公開で行います。原則として、申請された書類のみで審査を行いますので、内容に相違や不足等がないか、提出前に十分確認してください。

No.	対象類型	質問	回答
9	共通	採択審査の結果について詳しく聞くことはできますか。	採択・不採択に関わらず、審査結果の内容に関するお問い合わせには応じかねます。
10	共通	採択審査のポイントを教えてください。	申請内容について、公募要領の 7-2 に記載した審査項目（案）に基づき、類型ごとに審査を行い、総合的に評価した上で、要件への適合や予算の効率的な利用等の観点から、適正と認められたものについて、採択を行う予定です。

No.	対象類型	質問	回答
5. 採択後の手続き			
1	共通	採択発表はどのようにされますか。	採択審査の結果については、事務局よりJ Grantsを通じて採択、又は不採択の通知を行います。なお、採択案件については、本事業のホームページ等において、補助事業者名、代表者名、業種及び法人番号を公表することがあります。
2	共通	申請した書類等が公開されることはありますか。	申請時に提出した書類等についてそのまま公表されることはありません。なお、申請時に提出した書類等に記載された情報については、政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合があります。
3	共通	公募で不採択となった場合、次回の公募にも応募できますか。	次回の公募回で再申請することが可能です。ただし、公募要領等が改訂される場合がありますので、再申請の際は、最新の公募要領等をご確認ください。
4	共通	補助金の支払いはいつ頃になりますか。	補助金の支払いについては、補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後の精算払いとなります。
5	類型B 受け入れ型	第1次公募において、事業実施期間の終了期限となる2023年12月31日以降も受け入れた副業・兼業人材との契約関係が継続する予定の場合、事業実施期間はどのように設定すればいいですか。	事業実施期間の終了日を2023年12月31日に設定してください。なお、その場合でも、2023年12月31日時点で3か月以上の就業期間が確保されていることが必要になりますので、ご注意ください。第2次公募以降（事業実施期間の終了期限：2024年2月29日）も上記の考え方に準じてください。
6	類型B 受け入れ型	副業元・副業先企業のそれぞれにおける就業状況について事後的に確認することになりますか。確認する場合、どのような書類を提出する必要がありますか。	副業・兼業人材の受け入れに当たっては、副業元企業及び副業先企業（補助事業者）の双方における就業を証する書類を実績報告の段階で提出いただく必要があります。これらとしては、例えば、雇用契約の場合は、給与明細（写）や出勤簿（写）等を、業務委託契約の場合には、業務委託に係る支払明細書（写）等としておりますが、詳細な提出書類・提出方法等については、交付決定後に配布する「補助事業の手引き」に記載いたします。 なお、就業実績を確認するために必要のない情報等についてはマスキング可能とする想定です。

<改訂履歴>

公表日	改定内容
2023年4月14日	初版発行
2023年4月19日	第2版発行（掲載内容の追加）
2023年4月21日	第3版発行（掲載内容の追加）
2023年4月26日	第4版発行（掲載内容の追加）
2023年7月7日	第5版発行（掲載内容の追加）
2023年8月10日	第6版発行（掲載内容の追加）
2023年9月28日	第7版発行（掲載内容の追加）
2023年10月6日	第8版発行（掲載内容の追加）